高山市告示第１２３号

高山市最低制限価格事務取扱要綱の一部を改正するので、次のとおり告示する。

令和８年１１月１１日

高山市長　　田　中　　明

高山市最低制限価格事務取扱要綱の一部を改正する要綱

高山市最低制限価格事務取扱要綱（平成２２年高山市告示第１５６号）の一部を次のように改正する。

改　正　前	改　正　後
（趣旨） 第１条　この要綱は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の１０第２項の規定に基づき、高山市が発注する建設工事等の入札について過度の低価格による品質低下を防止するため導入する最低制限価格方式について必要な事項を定める。	（趣旨） 第１条　この要綱は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０第２項の規定に基づき、高山市が発注する建設工事等の入札について過度の低価格による品質低下を防止するため導入する最低制限価格方式について必要な事項を定める。
（対象） 第２条　最低制限価格方式は、競争入札に付する工事又は製造の請負（以下「工事」という。）のうち設計金額が１億円未満のもの及び設計金額が５０万円を超える建設工事に係る設計、調査若しくは測量業務（以下「建設コンサルタント」という。）について適用する。	（対象） 第２条　最低制限価格方式は、競争入札に付する工事又は製造の請負（以下「工事」という。）のうち設計金額が１億円未満のもの及び設計金額が１００万円を超える建設工事に係る設計業務、調査業務又は測量業務並びに道路法（昭和２７年法律第１８０号）第４２条又は国土調査法（昭和２６年法律第１８０号）第２条第１項第３号に基づく調査業務（以下「建設コンサルタント等」という。）について適用する。
（最低制限価格） 第３条　最低制限価格は、次の各号に掲げる入札の種類に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴　工事においては、低入札調査基準第４条各号の区分に応じ、当該各号の工事費の合算額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に１００分の１１０を乗じて得た額。ただし、当該額が、予定	（最低制限価格） 第３条　最低制限価格は、次の各号に掲げる入札の種類に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴　工事においては、高山市工事等低入札価格調査基準（平成１０年高山市告示第６６号）第４条第１号から第３号までの区分に応じ、当該各号の工事費の合算額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨

価格に１０分の９．２を乗じた額を超える場合にあっては予定価格に１０分の９．２を、予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に１０分の７．５を乗じた額とする。	てた額）に１００分の１１０を乗じて得た額。ただし、当該額が、予定価格に１００分の９２を乗じた額を超える場合にあっては予定価格に１００分の９２を、予定価格に１００分の７５を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に１００分の７５を乗じた額とする。
⑵　建設コンサルタントにおいては、別表に掲げる業務の種別ごとに同表に掲げる割合を乗じて得た額の合計額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に１００分の１１０を乗じて得た額。ただし、当該額が、予定価格に１０分の８．１（測量業務にあっては１０分の８．２、地質調査にあっては１０分の８．５）を乗じて得た額を超える場合は予定価格に１０分の８．１（測量業務にあっては１０分の８．２、地質調査にあっては１０分の８．５）を、予定価格に１０分の６（地質調査にあっては３分の２）を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に１０分の６（地質調査にあっては３分の２）を乗じた額とする。	⑵　建設コンサルタント等においては、別表に掲げる業務の種別ごとに同表に掲げる割合を乗じて得た額の合計額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に１００分の１１０を乗じて得た額。ただし、当該額が、予定価格に１００分の８１（測量業務及び国土調査法第２条第１項第３号に基づく調査業務にあっては１００分の８２、地質調査にあっては１００分の８５）を乗じて得た額を超える場合は予定価格に１００分の８１（測量業務及び国土調査法第２条第１項第３号に基づく調査業務にあっては１００分の８２、地質調査にあっては１００分の８５）を、予定価格に１００分の６０（地質調査にあっては３分の２）を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に１００分の６０（地質調査にあっては３分の２）を乗じた額とする。
⑶　建設コンサルタントにおける最低制限基準価格の算出において、経費の算出に見積を用いた場合など、前号の規定によりがたいときは、予定価格に１０分の８．１（測量業務にあっては１０分の８．２、地質調査にあっては１０分の８．５）を乗じて得た額とする。	⑶　建設コンサルタント等における最低制限価格の算出において、経費の算出に見積を用いた場合など、前号の規定によりがたいときは、予定価格に１００分の８１（測量業務及び国土調査法第２条第１項第３号に基づく調査業務にあっては１００分の８２、地質調査にあっては１００分の８５）を乗じて得た額とする。

改　　正　　前

別表（第３条関係）

業務種別		経費種別	割合
測量業務		直接測量費の額	１０／１０
		測量調査費の額の項・諸経費の額の項　（略）	
建築設計の部　（略）			
土木関係	積算に技術経費を用いる場合の款・積算に技術経費を用いない場合の款　（略）		
地質調査の部～監理業務の部　（略）			

改　　正　　後

別表（第３条関係）

業務種別		経費種別	割合
測量業務及び国土調査法第２条第１項第３号に基づく調査業務		直接測量費の額（国土調査法第２条第１項第３号に基づく調査業務の場合は、直接経費から諸経費を除いた額と附帯経費を合わせた額）	１０／１０
		測量調査費の額の項・諸経費の額の項　（略）	
建築設計の部　（略）			
土木関係及び道路法第４２条に基づく調査業務	積算に技術経費を用いる場合の款・積算に技術経費を用いない場合の款　（略）		
地質調査の部～監理業務の部　（略）			

附　則

この要綱は、令和９年４月１日から施行し、この要綱による改正後の高山市最低制限価格事務取扱要綱の規定は、同日以後に公告又は指名する契約について適用する。